コンサル業務契約書

下記契約の成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上

各自１通を保有する。

1. 甲　住所　 〒

名前

電話番号

1. 乙　 住所 大阪府門真市沖町17-22

AXIS株式会社 代表取締役 石田　敏彦

電話番号 070－4007－8394

第１条 （コンサル業務契約書）

乙は甲に対し、甲の発展に寄与するため、SNSを通じて甲の向上に行うサービスを

提供するものとする。

第２条 （費用）

１甲は乙に対して、本件コンサル契約費用代10万を支払う。

２支払いは一括とする。

３費用は乙の指定する支払い方法に従うものとする。

また、金融機関の口座に振込送金の場合の振込手数料は甲の負担とする。

第３条 （期限）

１支払い期限は1か月以内に支払うものとする。

第４条（機密保持）

１甲が契約の遂行上知り得た乙の経営内容その他業務に関連する一切の情報を甲は、事前に乙へ承諾した者以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。

２甲は、本契約に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって、

秘密情報を管理する。

３前二項の規定は本契約終了後も効力が及ぶものとする。

第5条（損害賠償）

１甲が第4条に違反した場合、乙は、甲に対し損害賠償金100万円を請求する。

２甲が本契約に違反し、乙が弁護士費用として負担した額全てを甲が負担することとする。また、支払い方法については乙が指定するものとする。

３漏洩の判断は乙の判断とする。

第６条（反社会的勢力の排除）

１甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、

社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的 勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に 関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても 該当しないことを

確約する。

第７条（裁判管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の

専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。